

第6回糸魚川市教育委員会定例会会議録

(平成30年4月26日)

- 1 日時 平成30年4月26日(木) 午前10時から
- 2 会場 糸魚川市役所 庁議室
- 3 出席委員 教育長 田原 秀夫
教育長職務代理者 佐藤 英尊
委員 永野 雅美
委員 楠田 昌樹
委員 蘆本 修一
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育次長兼こども課長 井川 賢一
こども課 課長補佐 磯野 豊 係長 田代 正人
こども教育課 課長 石川 清春 参事 泉 豊
課長補佐 松村 伸一
生涯学習課 課長 小島 治夫 課長補佐 磯貝 恭子
文化振興課 課長 磯野 茂 課長補佐 木島 勉
博物館 館長補佐 中村 淳一
市民会館 館長補佐 猪股 和之
書記 こども課主査 仲谷 貴子
- 6 報告
報告第 11号 感染症の集団発生について
報告第 12号 補助執行事務に関する委員の委嘱の一部変更について
報告第 13号 規則等の制定・改正について
報告第 14号 各課・機関所管事項について

7 付議案件

- 議案第 31号 専決処分の報告について
糸魚川市能生学校給食センター運営委員会委員の委
嘱の一部変更について
- 議案第 32号 専決処分の報告について
糸魚川市学校給食運営委員会委員の委嘱の一部変更
について
- 議案第 33号 専決処分の報告について
糸魚川市学校運営協議会委員の委嘱について
- 議案第 34号 専決処分の報告について
糸魚川市学校評議員の委嘱について
- 議案第 35号 専決処分の報告について
糸魚川市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第 36号 専決処分の報告について
糸魚川市理科教育センター運営委員会委員の委嘱に
ついて
- 議案第 37号 専決処分の報告について
糸魚川市社会教育委員の委嘱の一部変更について
- 議案第 38号 専決処分の報告について
糸魚川市生涯学習推進委員会委員の委嘱の一部変更
について
- 議案第 39号 専決処分の報告について
糸魚川市博物館協議会委員の委嘱の一部変更につい
て
- 議案第 40号 専決処分の報告について
糸魚川市教育委員会組織規則の一部を改正する規則
の制定について
- 議案第 41号 専決処分の報告について
糸魚川市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要
綱の制定について

8 会議録署名委員の指名 1番 佐藤委員

9 傍聴者 1名

田原教育長

これより第6回教育委員会定例会を開催する。年度初めにあたり、一言あいさつを申し上げる。

委員においては、教育行政に対する指導、連携を良い形で進めていただけることに感謝申し上げます。人事異動に伴い新体制で事務局も動き始めたので引き続きお願いしたい。

先日、全県教育長会議が開催された。池田教育長からは重点課題5点について話があった。

1点目は「確かな学力」である。県全体でも全国水準を上回る、あるいは全国並みとなっているが、まだ、生活習慣などに課題があるということである。県の課題は市の課題でもあると捉えている。今日も陰山先生においていただきご指導いただくことになっている。陰山メソッドも3年目となった。3年間で成果に対する評価をしていく必要があると思っている。

2点目は「経済的困難を抱える生徒の支援体制」である。貧困格差についても、県で重点的に取り組んでいくとのことだった。

3点目は「いじめの防止」である。市では平成27、28年度に重大事案が発生した。昨年はいじめの教訓を生かし、連携して取り組んだこともあり、重大事案に至ることはなかったが、県内では自殺事案もあり、県として重点的に取り組んでいくということであった。

4点目は「教職員の多忙化解消」である。働き方改革もあり、部活動のあり方、スクール・サポート・スタッフの配置などに取り組んでいくとのことだった。

5点目は「教職員の非違行為の防止」である。今年に限ったことではないが、公務員、教職員として模範となるべき者が、自らの行動を律していかなければならないということである。

以上5点であるが、市としても学校や地域へお願いや指導をしていきたい。

田原教育長
磯野課長補佐

報告第11号感染症の集団発生について、事務局の説明を求める。
私立保育園での感染性胃腸炎、市内学校・保育園の感染性胃腸炎（疑い）の集団発生について、資料に基づいて説明。

田原教育長
佐藤教育長職務代理者

今ほどの説明について、ご質疑はないか。
被害拡大のないように対応をお願いしたい。

田原教育長

報告第12号補助執行事務に関する委員の委嘱の一部変更について、事務局の説明を求める。

小島課長

報告第12号は糸魚川市青少年問題協議会委員の委嘱の一部変更である。4月の人事異動に伴い変更するものである。

委員を解く者、委嘱する者については記載のとおりである。な

	お、解嘱日は平成30年3月31日、委嘱日は平成30年4月1日である。
田原教育長 委員	今ほどの説明について、ご質疑はないか。 (「なし」の声あり)
田原教育長 磯野課長補佐	報告13号規則等の制定、改正について、事務局の説明を求める。 5つの規則・要綱について、専決により平成30年4月1日に施行しているため報告する。(資料に基づいて説明)
田原教育長 靄本委員	今ほどの説明について、ご質疑はないか。 糸魚川私立高等学校学費助成要綱についてであるが、助成の区分と対象者の増減の傾向があるか教えてほしい。
磯野課長補佐	助成区分については、第1種、第2種、第3種と3種類ある。 第1種は、生活保護及び市民税非課税世帯、第2種は市民税均等割額のみ課税世帯、第3種は市民税所得割額89,000円以下となっている。
松村課長補佐	過去の数値は持ち合わせていないが、第1種対象者については、平成30年度予算は7名を見込んでいる。
田原教育長	報告第14号各課・所管事項報告について、事務局の説明を求める。
磯野課長補佐	こども課 所管事項報告
泉参事	こども教育課 所管事項報告
磯貝課長補佐	生涯学習課 所管事項報告
木島課長補佐	文化振興課 所管事項報告
磯貝課長補佐	図書館 所管事項報告
中村館長補佐	博物館 所管事項報告
猪股館長補佐	市民会館 所管事項報告
田原教育長 靄本委員	今ほどの説明について、ご質疑はないか。 いじめの状況についてであるが、昨年度は重大事案がなかった。皆さんが連携、情報共有、迅速な対応を行ってきた結果によるものだと評価したい。ただし、取組継続中の事案もあるので、引き続き、気を引き締めて対応をお願いしたい。 陰山メソッドについては3年目を迎える。3年目が節目のひとつであるという話もあったが、成果を検証したうえで次に進んでほしい。これまでは学校により取り組みにバラつきがあったが、全市一斉の取組みをお願いしたい。
石川課長	こちらの説明が悪かったのか、昨年度までは学校により取り組み方にバラつきがあった。そのため、昨年度末には校長会等でも説明を改めて行ったところである。また、新任校長も赴任したことから、本日は午後から全校長を対象に陰山先生の講演と事務局

からの説明を行う予定にしている。

田原教育長

議案第31号は専決処分の報告である。糸魚川市能生学校給食センター運営委員会委員の委嘱の一部変更について、事務局の説明を求める。

井川教育次長

糸魚川市能生学校給食センター運営委員会委員の委嘱の一部変更について平成30年4月1日に専決処分を行ったものである。

解嘱する委員3名、委嘱する委員3名である。新たな委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

田原教育長
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第32号は専決処分の報告である。糸魚川市学校給食運営委員会委員の委嘱の一部変更について、事務局の説明を求める。

井川教育次長

糸魚川市学校給食運営委員会委員の委嘱の一部変更について、平成30年4月1日に専決処分を行ったものである。

解嘱する委員は3名、委嘱する委員3名である。新たな委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

田原教育長
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第33号は専決処分の報告である。糸魚川市学校運営協議会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。併せて、議案第34号の糸魚川市学校評議員の委嘱に関する専決処分の報告についても、事務局の説明を求める。

石川課長

議案第33号は糸魚川市学校運営協議会委員の委嘱についてである。田沢小学校の委員委嘱と3月の教育委員会定例会で承認をいただいた委員委嘱のうち磯部小学校、糸魚川東小学校、根知小学校で変更があったものである。田沢小学校の委員の委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までであり、磯部小学校他2校の委員の変更日は平成30年4月1日である。

議案第34号は糸魚川市学校評議員の委嘱についてである。学校

運営協議会に移行していない小・中学校10校と幼稚園2園の学校評議員である。

田原教育長
楠田委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

学校評議員についてであるが、任期1年と言いつつも、かなりの長期に渡って同じ人に評議員をお願いしている場合もあるようである。それはどのように考えているか。

石川課長

学校の事情によって大きく異なると思っている。地域の状況によってはやむを得ない状況もある。学校運営協議会への移行に合わせて人選も検討するように学校へ伝えていく。

田原教育長
委員

それでは採決に入る。議案第33号についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長
委員

続いて、議案第34号についてご異議はないか。
（「異議なし」）の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第35号は専決処分の報告である。糸魚川市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。

石川課長

子どもたちの就学にあたり、特別に支援を要するか否かを判定する委員会の委員委嘱である。任期は平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

田原教育長
永野委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

特別支援の判定の対象者が増えていると聞いている。委員の人数も増加傾向にあるのか。増員することも検討してはどうか。

石川課長

委員の全体数は大きく増えてはいない。ただし、全体の対象者が増えているので、1人の委員が担当するボリュームが増えていることは確かだ。人数の増員については校長会とも協議していきたい。

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第36号は専決処分の報告である。糸魚川市理科教育センター運営委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。

石川課長

委員任期の満了に伴い、新たに委員委嘱するである。委嘱する者については、記載のとおりである。委嘱期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までである。

田原教育長
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。
（「なし」の声あり。）

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第37号は専決処分の報告である。糸魚川市社会教育委員の委嘱の一部変更について、事務局の説明を求める。併せて、議案第38号の糸魚川市生涯学習推進委員会委員の委嘱に関する専決処分の報告についても、事務局の説明を求める。

小島課長

社会教育委員と生涯学習推進委員は兼ねて委嘱しているため、併せて説明する。職を解く者、委嘱する者については記載のとおりである。任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの任期の残任期となるため、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなる。

田原教育長
委員

それでは採決に入る。議案第37号についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長
委員

続いて、議案第38号についてご異議はないか。
（「異議なし」）の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第39号は専決処分の報告である。糸魚川市博物館協議会委員の委嘱の一部変更に関する申出について、事務局の説明を求める。

磯野課長

学校職員の人事異動に伴う委員の委嘱の一部変更である。委嘱を変更する者については、記載のとおりである。委嘱期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの任期の残任期となるため、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなる。

田原教育長
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。
（「なし」の声あり。）

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第40号は専決処分の報告である。糸魚川市教育委員会組織

規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求める。

磯野課長

平成30年4月1日の人事異動に伴い、文化振興課長が博物館長、市民会館長を兼ねることとなった。これに伴い、これまで文化振興課長が兼務していた歴史民俗資料館長及び長者ヶ原考古館長を文化振興課課長補佐に兼務させるものである。

田原教育長
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。
（「なし」の声あり。）

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

田原教育長

議案第41号は専決処分の報告である。糸魚川市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局の説明を求める。

石川課長

今回の改正は、就学援助を交付する対象となる経費について改正を行ったものである。子どもが市内に居住し市立小中学校に通学している就学援助の対象となる保護者に対して、新たに日本スポーツ振興センター共済掛金のうち保護者負担額も対象とするものである。また、子どもが市内に居住し特別支援学校に通学している就学援助の対象となる保護者に対して、学用品費等としてPTA会費についても対象とするものである。

田原教育長
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。
（「なし」の声あり。）

田原教育長
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

11:00 終了

10 次回教育委員会定例会開催日

平成30年5月23日（水）午後4時より